

## 子どもの話を“適切に”聴くポイント

- ① プライバシーが守られ子どもが安心できる場所と時間を設定する。(子どもと2人きりにならないようにする)
- ② 子どもが話を否定したり、子どもを責めたりしないで事実を受け止める。自分から話さなければ根掘り葉掘り聞かない。
- ③ 淡々とした声・表情で聴く。(ショック、怒り等の感情を出さない)
- ④ 「話をしてくれてありがとう。あなたは悪くない。」と伝える。
- ⑤ 「秘密にする」と約束せず、「あなたを守るために他の人にも協力してもらう」と伝える。

### 児童相談所へ!

子どもを監護する人からの性暴力は性虐待です

最初に相談をされた人が「誰に、何をされたか」を簡潔に聞き取り、速やかに児童相談所に通告。複数の人が何度も話を聞かないでください。



●家庭内性虐待を受けた子どもの約3分の1は、教職員に相談をしています。(児童精神科医の岡本正子・大阪教育大学教授を中心とした児童相談所職員らの研究班の実態調査)

ひとりで抱えないで

子どもが性暴力被害にあったと知った時に、信じられない、信じたくないと思うのは当然です。そんな時に、自分の驚きや怒り悲しみの感情を子どもへぶつてしまふことがあります。とっさにとった反応や態度、励ましやよかれと思った言動で、

さらに子どもを傷つけることがあります。(二次被害)校内で対応チームを作るとともに、学校だけで抱えこまないで、外部の専門機関とも連携をし、子どもをサポートしていきましょう。

### 相談窓口

「これって性暴力被害?」「どう対応していったらいいのか…?」  
そんなときは、クローバーとっとりへご相談ください。

## 性暴力被害者支援センターとっとり クローバーとっとり

私たちは、医療機関をはじめ、弁護士会、臨床心理士会、鳥取県など関係機関、団体が協力して、性暴力被害にあわれた方を支援する機関です。

- 本人からの相談はもちろん、友人、保護者、教育関係者、施設職員など本人以外の方も相談できます。
- 児童生徒の在学中だけでなく、卒業後も継続して支援を行うことができます。
- 年齢、性別、セクシュアリティにかかわらず、どなたからの相談もお受けします。
- 被害直後の場合も被害にあってから何ヶ月、何年たっている場合でもご相談いただけます。
- 相談は、匿名で行うことができます。



## 本人が望まない性的な行為はすべて性暴力

## 子どもをとりまくさまざまな性暴力被害

～こんなことを見たり聞いたりしていませんか?～

### 非接触型行為

- ・身体へのからかい  
性的な中傷
- ・のぞき、盗撮、露出
- ・性器を見られる  
(見せられる) など
- ・はっきりと「いいよ」と言ってないのに、抱きつかれる、キスをされる、体に触られる
- ・性器を触られる(触らされる)
- ・性器を挿入される、性器に指や異物を挿入される
- ・性器を口や肛門に入れられる など

### 接触型行為

- ・「おっぱい大きい」と触られる、「ちんちん小さい」と笑われる
- ・着替えをのぞかれる、ズボンを下ろされる
- ・「やめて」と言っても何度も“カンショウ”される など

### 子ども同士、先輩後輩からの性暴力(性的いじめ)

- ・「おっぱい大きい」と触られる、「ちんちん小さい」と笑われる
- ・着替えをのぞかれる、ズボンを下ろされる
- ・「やめて」と言っても何度も“カンショウ”される など

### 恋人からの性暴力(デートDV)

- ・恋人との性行為に同意を得ない ①避妊に協力しない
- ・別れた腹いせに性的な写真や動画をばらまく(リベンジポルノ) など

### 子どもを監護する人(親、養親、施設職員等)からの性暴力(性虐待)

- ・裸を見られる、のぞかれる ①ポルノ写真の被写体とされる
- ・ポルノ、性行為を見せられる など

### インターネットに関する性暴力

- ・SNSで知り合った人から呼び出されレイプされる ①恥ずかしい写真や動画を撮られ拡散される
- ・下着姿や裸の写真を送らされる ①性的なことば、写真、動画が送られてくる など

## 鳥取県の子どもの性暴力被害の現状

性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)で対応した相談のうち、約3割が18才未満の時に被害にっています。

●子どもの頃には、被害を打ち明けることが難しく、長期間にわたり被害を繰り返し受けている人も多いです。何年何十年経ってから相談する人もあります。

### 加害者が多くは知っている人

性暴力被害は、知らない人からいきなり襲われるイメージがあるかもしれません。しかし、実際は多くの人が身近な人から被害にっています。

特に子どもの場合は、自分が信頼していた相手から被害を受けると、「これは遊び?愛情表現なの?なんでこんなことするの?」と何をされたかわからず、混乱し、被害を打ち明けることが難しくなります。

- ・親、養親、親の交際相手、兄弟姉妹、祖父、その他同居人、親族
- ・生活している(いた)施設の関係者
- ・学校の関係者(先輩、同級生、教職員、クラブの指導者等)

- ・交際相手、元交際相手
- ・友人の友人、近所の人、地域の人
- ・アルバイト先の関係者
- ・SNSで知り合った人



## 性暴力に関する法律・条例

### 刑法

#### ●「不同意性交等罪」「不同意わいせつ罪」

- ・「暴行」「脅迫」「障害」「アルコール」「薬物」「フリーズ」「立場による影響力」などが原因となって、「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、性的な行為がされた場合、それは、「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です。
- ・13歳未満(12歳以下)の人が性的な行為をされた場合、あるいは、13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、5歳以上年上の人による性的な行為をされた場合は、イヤかどうかにかかわらず「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」の被害です。

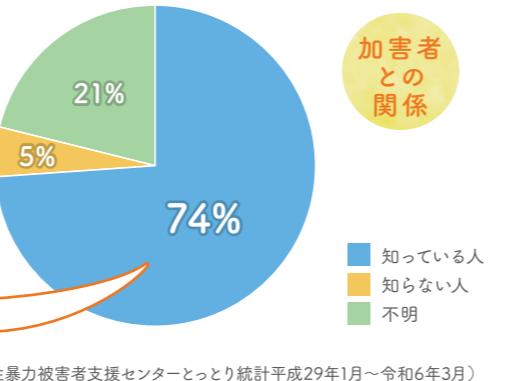
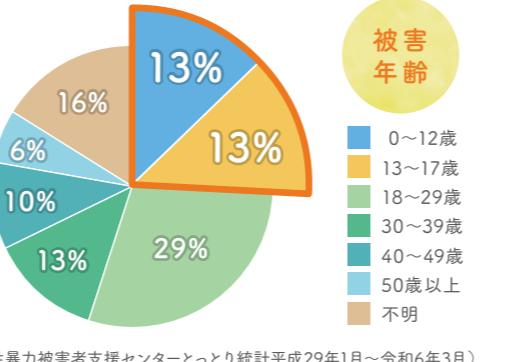
『法務省:「知っておこう! 性犯罪についての法律ってどんなもの?」より抜粋』

#### ●「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」

- ・18歳未満の子どもを監護する者(親や職員)が、その影響力に乘じて性交等・わいせつ行為をした場合处罚されます。

### 鳥取県青少年健全育成条例

青少年(18歳未満の者)に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をすること、わいせつ行為をさせること、みだらな性行為又はわいせつ行為を教え、又は見せることを禁止。青少年への自撮撮要求行為の禁止。



## 子どもの被害は発見されにくい

### ●加害者は、年齢や体格、知識や立場の違いを利用していている

- ・子どもは、何をされたかよくわからない  
(性に関する知識が乏しく、行為の意味がわからない)
- ・自分が悪い子だからと思っている/思われている

### ●加害者は、2人だけの密室で加害行為を行い、子どもに口止めをしている

- 「2人だけの秘密だよ」
- 「話したら家族がバラバラになるよ」

### ●子どもは、大人に養育されている

- ・話したら余計に大変になる、大ごとになると思う
- ・知られたら生活できなくなる不安を抱えている
- ・大切な人を悲しませたくない、期待を裏切りたくないと思う

### ●大人は、子どもの性暴力被害を受け入れることが難しい

- ・子どもは、話しても信じてもらえない、自分が怒られる、被害にあったことを話すのが恥ずかしいと思う

子どもは、言葉で説明することが難しいので、心身の不調や問題行動として現れる場合が多い

## ～よく見られる子どもの症状～



## 気になる「性化行動」を見過ごさない

(「性化行動」とは、子どものサインとしての性的問題行動)

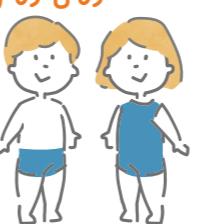
「子ども同士の性的なタッチがあった」「他の子どもに性器を見せたり、触らせたりする」「不特定多数の人と安全でない性行動を繰り返す」など、これらは「性化行動」です。性暴力被害を受けた影響により、年齢にそぐわない性的な言動が増えたり、過剰な性行動をとったりすることがあります。子どもにとってよくない状況があるかもしれないサインです。困っていることを教えてくれているととらえましょう。

「よくあること」「ふざけているだけ」と見過ごしたり、「ダメでしょ!」「自分を大切にしなさい」と怒って終わったりするのではなく、「どうしたのかな」と子どもの気持ちを聞いてください。心と体の安心・安全について話すチャンスです。

## 子どもたちへ伝えるとよいこと

### ●自分のからだは自分のもの

あなたの体は頭の先からつま先まで、全部自分だけの大切なもの。特に水着で隠れるところと口(プライベートゾーン)は、誰かに見せたり、触らせたりしないよ。



### ●自分を守るための行動

NO:自分が嫌だと感じたら、「嫌だ」と言っていいんだよ。



GO:嫌だと感じたら、「逃げる」ことが大切。

TELL:いつでも相談してね。「2人だけの秘密」って言わても、それは守らなくていい約束だよ。